

さいたま市
「誰もが共に地域で暮していけるノーマライ
ゼーション条例(仮称)」

— 共につくろう！ —

2010年2月19日
宗澤忠雄(埼玉大学)

1. 条例は何をめざすのか

(1)「権利の主体」であることを実感できること

- ・「誰もがとともに地域で暮らす」=平等であること
- ・生活の主体、働く主体、エンジョイする主体、
友だちと語り合う主体、恋する主体...

これらが、すべての人に、

それぞれの人にふさわしく、

生きいきと、

当たり前、

実現できる日常生活であることを実感できるような地域社会

そのためには...

(2) 差別をなくすこと

- 直接差別

(「障害のある」ことを理由に差別すること)

- 間接差別

(企業や学校がそれぞれに設けている規定などによって、結果的に障害のある人が差別されること)

- 合理的配慮義務違反

(権利行使に必要な配慮への義務の欠如)

- 偏見・特別視の全市民的な克服

⇒〈差別の定義〉を具体的に明らかにすること

行き届いた人権擁護システムを全市民的につくること

成人期の障害のある人の虐待実態調査から

- ・女性 は 男性 の 2 倍 の 発生 数
- ・女性 に 発生 し た 虐待 の 程度 は 著 し く 深刻
複 数 の 類 型 の 虐待 を 受 け て い る
- ・経 済 的 虐 待 (年 金 収 入 等 の 無 断 処 分 の 横 行)
- ・生 活 困 窮 家 庭 、 単 親 家 庭 に 虐 待 発 生 が 集 中
- ・障 害 者 雇 用 の 事 業 者 に は 、 補 助 金 の 切 れ 目 に 激 し い 虐 待 を し 、 「 自 分 か ら 退 職 す る 」 こ と を 強 要 し て い る と ころ が あ る
- ・精 神 障 害 の あ る 人 の 支 援 は 、 現 行 法 で 対 応 で き る も の が な い

と ころ が ... (⇒ 冊 子 で 説 明)

(3) 人権行使に必要な配慮

① 暮らしの安心

- ・ 所得保障
- ・ 医療・保健・福祉・教育・労働などの
行き届いた支援（支援の内容・手続き・
費用負担・利用のしやすさ...）
- ・ ユニバーサルデザインの徹底
- ・ 移動・交通の保障
- ・ 情報保障（日常的な、防災上の）
- ・ 人権教育の充実

⇒ 法制度的に対応できるように整備する課題
障害の定義を包括的なものにする
（社会モデル、「制度の谷間」をつくらない）

②暮らしのゆたかさ

- ・友だちをつくる、恋をする
- ・きままに旅をエンジョイする
- ・スポーツをたしなむ
- ・音楽をたのしむ

⇒補助金を増額するだけでは実現できない

- ◇同好サークルをつくる
- ◇「楽しみ」を実現するNPOをつくる
- ◇気軽に集まる場所と機会をつくる

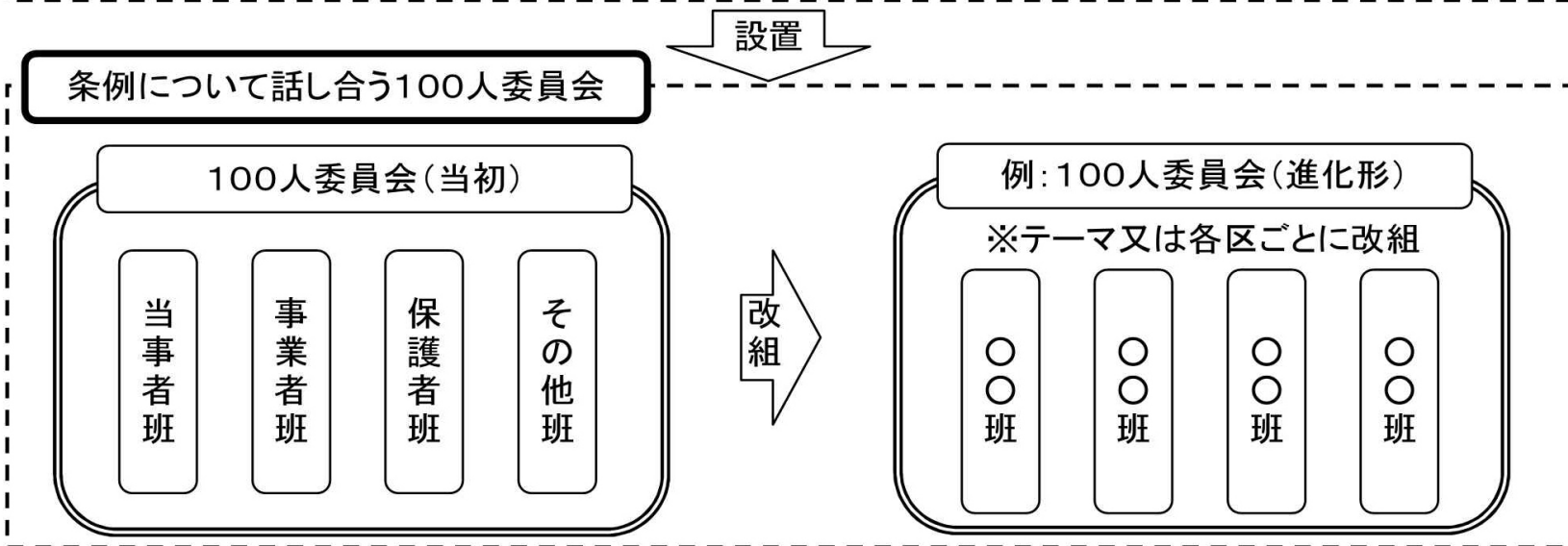
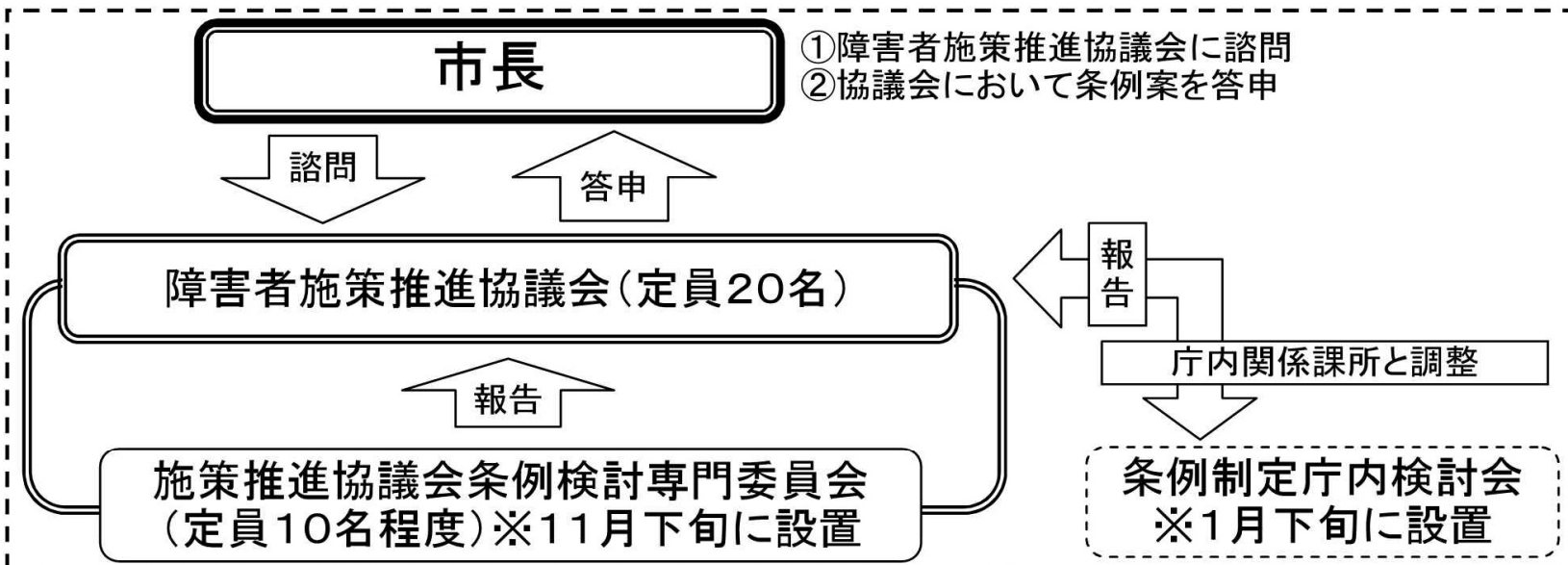
2. どのように条例づくりを進めるのか — Nothing about us without us! —

(1) 皆さんが主体

- ・権利主体であることが実感できるための条例づくりは、
皆さんが条例づくりの権利主体でなければならない
- ・「家造り」に例えれば
皆さんは、注文主として〈こういう家にして欲しい〉
検討専門委員会は、建築士として
〈皆さんの要望を満たす条例を仕上げる〉

⇒この母体となるのが、100人委員会

条例制定検討体制(案)



(2) 検討専門委員会の作業と全体の流れ

◇差別事例の収集と整理

◇団体・機関に対するヒアリング

◇100人委員会の意見・要望を受けとめる



<条例の基本的な考え方・原案をつくる>



↑↑(何回か繰り返す)

<100人委員会に返す>



<条例(案)を取りまとめ、施策推進協議会で具申する>



<さいたま市議会で審議・可決>

(3)現在の状況

- ・2月11日のシンポジウムから街中での
条例づくりの開始
- ・差別事例の収集は、約300事例
 - ①教育 51 ②制度 45 ③医療 36
 - ④就労 30 ⑤生活 24 ⑥行政 22
 - ⑥情報 22 ⑧交通 17 ⑨子育て12
 - ⑩福祉サービス 4 ⑪その他 34
- ・ヒアリングの対象と方法を
3月の委員会で決定する
- ・100人委員会への参画希望者を募集中

(4) 条例の原案骨格の策定中

①差別をなくす(権利擁護システム)

虐待の予防と支援のシステムを含む

②暮らしの安心を保障する具体的権利

③暮らしのゆたかさをつくる具体的権利

④上記の①～③を実現するための、市行政の責任、市民の責任、市民と行政が協働する責任を明示

これを議論できる形に具体化した条例のたたき台を、100人委員会の冒頭で提示する

(5) さいたま市の条例で対応しきれない課題

①サービスの拡充は、「さいたま市障害者総合支援計画」に工程表をつくって対応する

②国が負うべき責任を明確にする

3. みなさんへの要望

(1) 参画し、意見を出そう

(2) 輪を広めよう

① 孤立している人、声を出さずにいる人

② 多くの市民を私たちの友だちに、味方にしよう

(3) 議論しよう

(4) “まわり道”を大切にして、みんなの歩調を合わせる

・すでに「熱い」人 vs まったく無反応の人

・声を出せる人 vs 声を出せない状況の人

・心の底から人権問題に取り組む人

vs 表面だけをとりにくろう人

⇒ 一部の人、団体、知事・市長、議員が「先走り」した自治体では、条例づくりはすべて失敗していることを教訓に